

技能実習生の失踪者数の推移(平成25年～令和4年上半期)

\	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年 上半期
総 数	3,566	4,847	5,803	5,058	7,089	9,052	8,796	5,885	7,167	3,798
ベ ト ナ ム	828	1,022	1,705	2,025	3,751	5,801	6,105	3,741	4,772	2,786
中 国	2,313	3,065	3,116	1,987	1,594	1,537	1,330	964	896	361
カ ン ボ ジ ア	-	-	58	284	656	758	462	494	667	367
ミ ャ ン マ ー	7	107	336	216	446	345	347	250	447	146
イ ン ド ネ シ ア	114	276	252	200	242	339	307	240	208	56
タ イ	64	50	34	37	95	82	61	62	74	26
フ ィ リ ピ ン	52	56	88	91	89	65	85	48	47	20
モ ン ゴ ル	39	29	36	31	31	38	42	36	31	18
バ ン グ ラ デ シ ュ	-	-	-	-	-	19	17	13	1	1
ラ オ ス	-	-	-	-	-	14	16	3	8	3
そ の 他	149	242	178	187	185	54	24	34	16	14

(注1) 失踪者数は、在留資格「技能実習」をもって本邦在留中に、監理団体等から外国人技能実習機構に対し、「行方不明」となった旨の技能実習実施困難時届出書が提出された者を集計したもの(技能実習終了後に、帰国困難等の理由により他の在留資格へ変更となった者は含まない。)

(注2) 「カンボジア」は平成27年分から、「バングラデシュ」及び「ラオス」は平成30年分から集計方法を見直したため計上が可能となったものである(それ以前の「カンボジア」、「バングラデシュ」及び「ラオス」の数値については、「その他」として集計していたため計上できない。)

職種別・技能実習生失踪者数(平成30年)

	番号	職種	人数	
農業関係	1	耕種農	1,142	
	2	畜産農	200	
		小計	1,342	
漁業関係	3	漁船	16	
	4	養殖	120	
		小計	136	
建設関係	5	土木	8	
	6	建築板金	32	
	7	冷凍空調機器施工	23	
	8	建築器具製作	8	
	9	建築大工	143	
	10	型枠施工	525	
	11	鉄筋施工	412	
	12	とび	1,389	
	13	石材施工	16	
	14	タイル張り	36	
	15	かわらぶき	30	
	16	左官	125	
	17	配管	126	
	18	熱絶縁施工	19	
	19	内装仕上げ施工	155	
	20	サッシ施工	14	
	21	防水施工	158	
	22	コンクリート圧送施工	43	
	23	ウエルポイント施工	0	
	24	表装	21	
	25	建設機械施工	332	
	26	建築	0	
			小計	3,615
	食品製造関係	27	缶詰巻縮	6
		28	食鳥処理加工	58
		29	加熱性水産加工食品製造	177
30		非加熱性水産加工食品製造	287	
31		水産練り製品製造	10	
32		牛豚食肉処理加工	54	
33		ハム・ソーセージ・ベーコン製造	33	
34		パン製	25	
35	そう菜製	211		
		小計	861	
繊維・衣服関係	36	紡績運転	21	
	37	織布運転	27	
	38	染色	13	
	39	ニット製品製	7	
	40	たて編ニット生地製	2	
	41	婦人子供服製	504	
	42	紳士服製	28	
	43	下着類製	4	
	44	寝具製	7	
	45	力ベット製	3	
	46	帆布製品製	45	
	47	布はく縫製	7	
48	座席シート縫製	21		
		小計	689	
機械・金属関係	49	鑄造	59	
	50	鍛造	3	
	51	ダイカスト	12	
	52	機械加工	107	
	53	金属プレス加工	124	
	54	鉄工	82	
	55	工場板金	22	
	56	めっき	23	
	57	アルミニウム陽極酸化処理	1	
	58	仕上げ	23	
	59	機械検査	31	
	60	機械保全	41	
	61	電子機器組立て	94	
	62	電気機器組立て	8	
	63	プリンター配線板製造	4	
		小計	634	
その他	64	家具製	37	
	65	印刷	18	
	66	製本	23	
	67	プラスチック成形	155	
	68	強化プラスチック成形	13	
	69	塗装	300	
	70	溶接	405	
	71	工業包装	137	
	72	紙器・段ボール箱製造	15	
	73	陶磁器工業製品製造	2	
74	自動車整備	16		
75	ビルクリーニング	36		
		小計	1,157	
非移行対象職種	76	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	618	
		合計	9,052	

職種別・技能実習生失踪者数(令和元年)

	番号	職種	人数	
農業関係	1	耕種農	924	
	2	畜産農	208	
	小計		1,132	
漁業関係	3	漁船漁	15	
	4	養殖	97	
	小計		112	
建設関係	5	さく井	6	
	6	建築板金	39	
	7	冷凍空気調和機器施工	23	
	8	建築器具製作	13	
	9	建築大工	144	
	10	型枠施工	487	
	11	鉄筋施工	371	
	12	とび	1,420	
	13	石材施工	16	
	14	タイル張り	43	
	15	かわらぶき	22	
	16	左官	100	
	17	配管	138	
	18	熱絶縁施工	15	
	19	内装仕上げ施工	137	
	20	サッシ施工	15	
	21	防水施工	147	
	22	コンクリート圧送施工	47	
	23	ウエルポイント施工	0	
	24	表装	23	
	25	建設機械施工	386	
	26	築炉	0	
	小計		3,592	
	食品製造関係	27	缶詰巻締	6
		28	食鳥処理工業	51
		29	加熱性水産加工食品製造業	155
30		非加熱性水産加工食品製造業	257	
31		水産練り製品製造業	25	
32		牛豚食肉処理工業	46	
33		ハム・ソーセージ・ベーコン製造業	29	
34		パン製業	40	
35		そいう菜製業	276	
36		農産物漬物製業	5	
小計		890		
繊維・衣服関係	37	紡績運転	15	
	38	織布運	22	
	39	染色	11	
	40	ニット製品製造	5	
	41	たて編ニット生地製	4	
	42	婦人子供服製	397	
	43	紳士服製	25	
	44	下着類製	9	
	45	寝具製	18	
	46	カーペット製	3	
	47	帆布製品製	19	
48	布はく縫製	7		
49	座席シート縫製	21		
小計		556		
機械・金属関係	50	鋳造	57	
	51	鍛造	0	
	52	ダイカスト	15	
	53	機械加工	156	
	54	金属プレス加工	115	
	55	鉄工	77	
	56	工場板金	45	
	57	めっき	35	
	58	アルミニウム陽極酸化処理	5	
	59	仕上げ	29	
	60	機械検査	30	
	61	機械保全	38	
	62	電子機器組立て	116	
	63	電気機器組立て	20	
	64	プリント配線板製造	3	
	小計		741	
その他	65	家具製作	42	
	66	印刷	22	
	67	製本	20	
	68	プラスチック成形	186	
	69	強化プラスチック成形	16	
	70	塗装	318	
	71	溶接	416	
	72	工業包装	108	
	73	紙器・段ボール箱製造	26	
	74	陶磁器工業製品製造	5	
	75	自動車整備	33	
	76	ビルクリニグ	37	
	77	介護	3	
	78	リネンサブライ	20	
小計		1,252		
非移行対象職種	79	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	521	
合計			8,796	

職種別・技能実習生失踪者数(令和2年)

	番号	職種	人数	
農業関係	1	耕種業	544	
	2	畜産業	101	
		小計	645	
漁業関係	3	漁業	8	
	4	養殖業	54	
		小計	62	
建設関係	5	さく井	5	
	6	建築板金	44	
	7	冷凍空気調和機器施工	17	
	8	建築器具製作	3	
	9	建築大工	126	
	10	型枠施工	312	
	11	鉄筋施工	313	
	12	とび	979	
	13	石材施工	16	
	14	タイル張り	26	
	15	かわらぶき	22	
	16	左官	82	
	17	配管	110	
	18	熱絶縁施工	11	
	19	内装仕上げ施工	131	
	20	サッシ施工	13	
	21	防水施工	106	
	22	コンクリート圧送施工	34	
	23	ウエルポイント施工	0	
	24	表装	14	
	25	建設機械施工	322	
	26	築炉	7	
			小計	2,693
	食品製造関係	27	缶詰巻締	6
		28	食鳥処理加工	30
		29	加熱性水産加工食品製造	60
30		非加熱性水産加工食品製造	147	
31		水産練り製品製造	16	
32		牛豚食肉処理加工	29	
33		ハム・ソーセージ・ベーコン製造	20	
34		パン製造	16	
35		そいう菜製造	180	
36		農産物漬物製造	3	
37		医療・福祉施設給食製造	0	
		小計	507	
繊維・衣服関係	38	紡績運転	18	
	39	織布運転	20	
	40	染色	10	
	41	ニット製品製造	14	
	42	たて編ニット生地製造	4	
	43	婦人子供服製造	249	
	44	紳士服製造	18	
	45	下着類製造	4	
	46	寝具製作	2	
	47	カーベット製造	1	
	48	帆布製品製造	14	
	49	布はく縫製	4	
	50	座席シート縫製	23	
		小計	381	
機械・金属関係	51	鋳造	36	
	52	鍛造	0	
	53	ダイカスト	9	
	54	機械加工	78	
	55	金属プレス加工	71	
	56	鉄工	58	
	57	工場板金	29	
	58	めっき	15	
	59	アルミニウム陽極酸化処理	4	
	60	仕上げ	17	
	61	機械検査	32	
	62	機械保全	23	
	63	電子機器組立て	59	
	64	電気機器組立て	16	
	65	プリント配線板製造	7	
			小計	454
その他	66	家具製作	23	
	67	印刷	9	
	68	製本	11	
	69	プラスチック成形	114	
	70	強化プラスチック成形	8	
	71	塗装	212	
	72	溶接	281	
	73	工業包装	101	
	74	紙器・段ボール箱製造	30	
	75	陶磁器工業製品製造	6	
	76	自動車整備	27	
	77	ビルクリーニング	53	
	78	介護	7	
	79	リネンサイブライ	17	
	80	コンクリート製品製造	0	
	81	宿泊	0	
		小計	899	
社内検定型	82	空港グラウンドハンドリング	0	
非移行対象職種	83	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	244	
		合計	5,885	

職種別・技能実習生失踪者数(令和3年)

	番号	職種	人数	
農業関係	1	耕種業	587	
	2	畜産業	91	
小計			678	
漁業関係	3	漁業	5	
	4	養殖業	50	
小計			55	
建設関係	5	土木建築業	10	
	6	建築業	60	
	7	冷凍空調機器施工	25	
	8	建築器具製作	6	
	9	建築大工	157	
	10	型枠施工	477	
	11	鉄筋施工	394	
	12	とび	1,527	
	13	石材施工	18	
	14	タイル張り	32	
	15	かわらぶき	26	
	16	左官	94	
	17	配管	125	
	18	熱絶縁施工	28	
	19	内装仕上げ施工	165	
	20	サッシ施工	15	
	21	防水施工	149	
	22	コンクリート圧送施工	40	
	23	ウエルポイント施工	2	
	24	表装	26	
	25	建設機械施工	453	
	26	築炉	9	
	小計			3,838
	食品製造関係	27	缶詰巻締業	9
		28	食鳥処理加工業	29
		29	加熱性水産加工食品製造業	70
30		非加熱性水産加工食品製造業	144	
31		水産練り製品製造業	11	
32		牛豚食肉処理加工業	19	
33		ハム・ソーセージ・ベーコン製造業	11	
34		パン製造業	21	
35		そいう菜製造業	175	
36		農産物漬物製造業	3	
37	医療・福祉施設給食製造業	6		
小計			498	
繊維・衣服関係	38	紡績運転	9	
	39	織布運転	24	
	40	染色	5	
	41	ニット製品製造業	11	
	42	たて編ニット生地製造業	3	
	43	婦人子供服製造業	277	
	44	紳士服製造業	19	
	45	下着類製造業	6	
	46	寝具製作	7	
	47	カーペット製造業	0	
	48	帆布製品製造業	20	
	49	布はく縫製業	5	
	50	座席シート縫製業	23	
小計			409	
機械・金属関係	51	鋳造	44	
	52	鍛造	1	
	53	ダイカスト	11	
	54	機械加工	73	
	55	金属プレス加工	63	
	56	鉄工	84	
	57	工場板金	23	
	58	めっき	21	
	59	アルミニウム陽極酸化処理	1	
	60	仕上げ	25	
	61	機械検査	36	
	62	機械保全	24	
	63	電子機器組立て	38	
	64	電気機器組立て	14	
	65	プリント配線板製造業	3	
小計			461	
その他	66	家具製作	32	
	67	印刷	22	
	68	製本	8	
	69	プラスチック成形	122	
	70	強化プラスチック成形	27	
	71	塗装	263	
	72	溶接	354	
	73	工業包装	132	
	74	紙器・段ボール箱製造業	26	
	75	陶磁器工業製品製造業	5	
	76	自動車整備	43	
	77	ビルクリーニング	74	
	78	介護	23	
	79	リネンサブライ	16	
	80	コンクリート製品製造業	9	
	81	宿泊	0	
82	RF製造業	0		
83	鉄道施設保守整備	0		
84	ゴム製品製造業	0		
小計			1,156	
社内検定型	85	空港グラウンドハンドリング	0	
非移行対象職種	86	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	72	
合計			7,167	

技能実習生の職種別失踪者数(令和4年上半期)

	番号	職種	人数	
農業関係	1	耕種農	345	
	2	畜産農	58	
	小計		403	
漁業関係	3	漁船漁	2	
	4	養殖	25	
	小計		27	
建設関係	5	さく井	12	
	6	建築板金	41	
	7	冷凍空調機器施工	21	
	8	建築器具製作	4	
	9	建築大工	69	
	10	型枠施工	246	
	11	鉄筋施工	165	
	12	とび	735	
	13	石材施工	8	
	14	タイル張り	19	
	15	かわらぶき	7	
	16	左官	70	
	17	配管	82	
	18	熱絶縁施工	25	
	19	内装仕上げ施工	93	
	20	サッシ施工	6	
	21	防水施工	51	
	22	コンクリート圧送施工	22	
	23	ウエルポイント施工	4	
	24	表装	18	
	25	建設機械施工	313	
	26	築炉	5	
	小計		2,016	
	食品製造関係	27	缶詰巻締	6
		28	食鳥処理加工	10
		29	加熱性水産加工食品製造業	40
30		非加熱性水産加工食品製造業	56	
31		水産練り製品製造	9	
32		牛豚食肉処理加工業	9	
33		ハム・ソーセージ・ベーコン製造	8	
34		パン製	19	
35		そう菜製造業	109	
36		農産物漬物製造業	1	
37		医療・福祉施設給食製造	8	
小計		275		
繊維・衣服関係	38	紡績運転	2	
	39	織布運	3	
	40	染色	2	
	41	ニット製品製造	6	
	42	たて編ニット生地製造	1	
	43	婦人子供服製造	105	
	44	紳士服製造	5	
	45	下着類製	7	
	46	寝具製	4	
	47	力一ベット製	2	
	48	帆布製品製	6	
	49	布はく縫製	2	
	50	座席シート縫製	16	
小計		161		
機械・金属関係	51	鋳造	13	
	52	鍛造	0	
	53	ダイカスト	6	
	54	機械加工	32	
	55	金属プレス加工	34	
	56	鉄工	54	
	57	工場板金	21	
	58	めっき	15	
	59	アルミニウム陽極酸化処理	2	
	60	仕上げ	8	
	61	機械検査	12	
	62	機械保全	17	
	63	電子機器組立て	8	
	64	電気機器組立て	13	
	65	プリント配線板製造	1	
	小計		236	
その他	66	家具製	15	
	67	印刷	8	
	68	製本	4	
	69	プラスチック成形	50	
	70	強化プラスチック成形	10	
	71	塗装	155	
	72	溶接	193	
	73	工業包装	82	
	74	紙器・段ボール箱製造	15	
	75	陶磁器工業製品製造	4	
	76	自動車整備	27	
	77	ビルクリーニング	57	
	78	介護	23	
	79	リネンサブライ	10	
	80	コンクリート製品製造	15	
	81	宿泊	2	
	82	RPF製造	0	
	83	鉄道施設保守整備	0	
	84	ゴム製品製造	0	
85	鉄道車両整備	0		
小計		670		
社内検定型	86	空港グラウンドハンドリング	0	
非移行対象職種	87	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	10	
合計		3,798		

外国人技能実習生の失踪を発生させないために

失踪の原因

- 賃金等の不払いなど、実習実施側の不適切な取扱い
- 入国時に支払った費用の回収等、実習生側の経済的な事情

失踪を発生させないために日頃から配慮していただきたいこと

○外国人に対してはあらかじめ業務内容をよく説明し、仕事内容について納得感をもってもらう必要があります。

雇用契約の締結時には技能実習計画は認定されていませんが、本邦に入国後に従事することとなる実習内容を事前に把握しておくことが望ましいことから、技能実習生に対し予定される技能実習における業務内容や修得等しようとする技能等の内容を説明することが望まれます。

○トラブルを未然に防ぎ、気持ちよく働いてもらうためにも、給料の仕組みや控除の理由を丁寧に説明してください。

技能実習生に対し待遇を説明する際には、技能実習生の言語に対応する雇用契約書及び雇用条件書を提示して説明してください。必要に応じて通訳をつけるなどした上で、内容を詳細に説明し技能実習生の理解を得ることが望ましいと考えられます。その際、賃金については、総支給額のみを説明するのではなく、控除される税金・社会保険料や食費・居住費等を徴収する場合にはその金額や目的、内容等について丁寧に説明してください。

○異文化への理解を深め、お互いを尊重することで誤解が生じないようにすることが重要です。相手も自分と同じ価値観や指向だろう、という前提に立たないことが大切です。

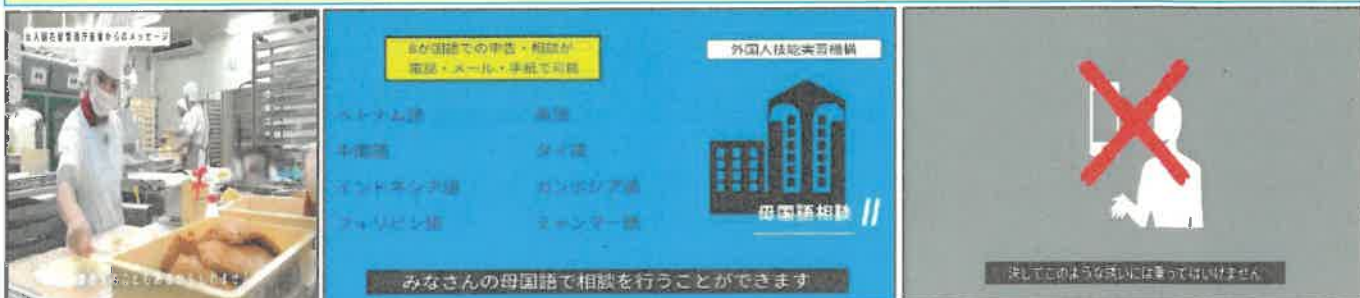
○文化等の違いから、指導やアドバイスをしただけのつもりでも、相手に嫌な気持ちをさせてしまうことがあるので、注意をして接するようにしましょう。

技能実習生の指導等に際しては、文化や言語の理解力等の違いなどから指導する側の意図に反し誤って伝わってしまい、極めて深刻な結果となってしまうことがあります。このようなことにならないためにも、日頃から個々の技能実習生の状況に十分配慮して、指導に際しても丁寧な態度でコミュニケーションをとり、信頼関係の構築に努めることが必要です。

技能実習生への必要な指導等のつもりであったとしても、暴言や脅迫（例：指示に従わなければ帰国させる旨の発言等）、暴行（例：殴打、足蹴りを行う、工具で叩く等）といった行為は当然ながら許されません。

広報用動画の配信（日本語含め10か国語で対応）

○技能実習生等を対象に、制度概要や実習中に問題が起きた時の対処方法や相談先などを多言語で紹介する動画を配信しています。入国前後の講習等様々な機会において積極的に活用願います。



The screenshot shows a video player interface. On the left, there is a video thumbnail of a kitchen with staff in white uniforms. The main area is a blue background with text in Japanese and English. It lists 10 languages: ベトナム語, 中国語, インドネシア語, フィリピン語, 英語, タイ語, ガンビア語, ニュージーランド語, 韓国語, and 日本語. A large red 'X' is overlaid on the right side of the interface, indicating that the video is not playing. Below the 'X' is a small text box that says '決してこのように誤りにはまってはいけません' (Please do not get into such a mistake).

動画タイトル：外国人技能実習制度について（技能実習生・これから技能実習生になる皆様へ）※日本語含め10か国対応
 掲載リンク：https://www.moj.go.jp/isa/about/pr/nyuukokukanri01_00182.html（出入国在留管理庁ウェブサイト）

もし失踪が発生してしまったら・・・？

Step1 所在把握のための取組

【ポイント】技能実習生の行方が分からなくなるなど、失踪の疑いが生じた場合

- 同僚の技能実習生からの情報収集や本人のSNSの発信状況を確認するなどにより、所在把握に努める。
- 送出国等と連携しながら、**本国の緊急連絡先(当該技能実習生の家族等)に対して、当該技能実習生からの連絡がないかを確認するとともに、本人に対して①監理団体等の保護下に戻る、②(監理団体等による保護を望まない場合は)外国人技能実習機構に連絡すること等を説得することを依頼する。**

- 失踪が発生させないことがまずは重要ですが、万一、失踪が発生した場合に備えて、技能実習生の本国等における緊急連絡先を把握しておくことが有効です。
- 監理団体には、技能実習の終了後に、**帰国が円滑になされるように必要な措置を講ずる義務**があります。その観点から、外国人技能実習機構への届出と並行して、**可能な限り失踪した技能実習生の所在把握に努めていただくことが重要**です。
- 昨今、友人やSNS等の情報を受けて一時的に失踪に至ったものの、その後翻意するケースもありますので、こうした取組はとりわけ重要になります。

Step2 外国人技能実習機構への連絡

【ポイント】失踪が発生し、技能実習の実施が困難となった場合

- (団体監理型実習実施者の場合)監理団体に対して遅滞なく連絡を行う。
- (企業単独型実習実施者又は監理団体の場合)技能実習の実施が困難になった事由が発生してから2週間以内に、機構の地方事務所・支所の認定課に**技能実習実施困難時届出書を提出する。**

※併せて、警察署への行方不明届出の提出を行ってください。

Step3 帰国措置又は復帰、転籍支援

- 所在が判明した場合は、本人の希望に応じて、帰国までの必要な措置、復職や転籍等の支援を実施してください。
 - ※ 技能実習実施困難時届出書の提出後における同実習実施者への復帰及び転籍に当たって御不明点がある場合は、機構に御相談ください。
 - ※ 専ら技能実習生の都合による転籍は認められませんので、留意願います。

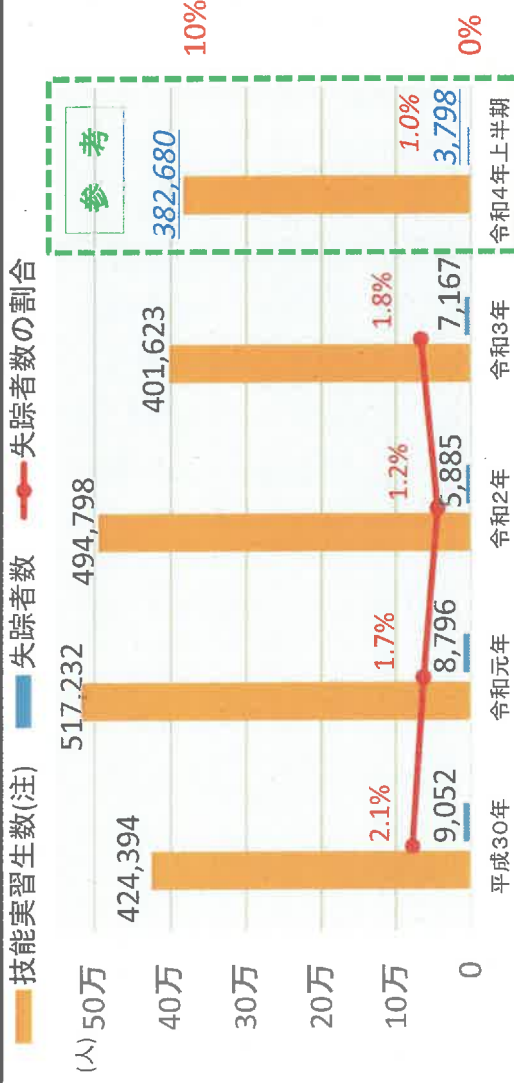
Step4 失踪理由の把握と再発防止策の検討

- 失踪の理由には、賃金未払い等の実習実施者側の不適切な取扱いも一部あることから、技能実習生の所在を把握した場合には、そういった行為が行われていないか本人や同僚の技能実習生からの聴取も含め、確認することが必要です。
- また、不適切な取扱いでなくとも、先の入国前の丁寧な説明やコミュニケーション等の配慮が行われているか、**監理団体と実習実施者の間で自己点検を行っていただき、再発防止に努めていただくことが重要**です。

失踪技能実習生を減少させるための施策

1 失踪の主な原因

- ◇ 賃金等の不払いなど、実習実施者側の不適正な取扱い
- ◇ 入国時に支払った費用の回収等、実習生側の経済的な事情



(注)技能実習生数は、前年末の在留技能実習生と当年に新規入国した技能実習生の合計人数

2 これまでの取組

- ◇ 平成29年11月に施行された技能実習法の下、外国人技能実習機構による適正化に向けた各種取組

- ・ 技能実習計画の認定制
- ・ 定期的な実地検査
- ・ 二国間取決めによる送出しの適正化
- ・ 違約金の定めなどの不適正な契約を認知した場合は、監理団体の許可を取り消し、送出国政府に通報するなど厳正に対処

- ◇ 法務省技能実習PTIによる制度の適正化に向けた検討 (PTIにおける主な指摘事項)

- ・ 失踪等事案の届出受理後の初動対応強化
- ・ 二国間取決めや省令改正、在留カード番号等の活用などによる制度の適正化の一層の推進
- ・ 技能実習生に対する支援・保護の強化

3 失踪防止に向けた主な施策

- ①不適切な監理団体・実習実施者等を制度に関与させないための施策

- ・ 失踪者を出した送出国・監理団体・実習実施者に対し、帰責性等を踏まえて技能実習生の新規受入れを停止
- ・ 相手国におけるブローカー対策を促すなど、二国間取決めに基づく対応の強化

- ②実習中の技能実習生を失踪させないための施策

- ・ 失踪技能実習生を雇用した企業の刑事告発及び公表
- ・ 特定技能の調査に併せて、技能実習生からも処遇状況(賃金等支払状況や人権侵害の有無)についてヒアリング

- ③失踪した技能実習生の不法就労を防止する施策

- ・ 失踪をさせた企業から失踪先等に係る情報収集の強化
- ・ 在留カード番号等を活用した不法就労等の摘発強化
- ・ 失踪技能実習生の在留資格取消しの強化
- ・ 失踪技能実習生に係る情報の関係省庁との共有

- ④その他

- ・ 失踪・死亡事案発生時の速やかな実地検査等の実施
- ・ 制度の厳格化について入管庁から監理団体に対して直接周知

接周知

妊娠を理由に技能実習を一方的に終了することはできません

- ・妊娠、出産等を理由とした解雇や不利益取扱いは法律で禁止されています。
- ・送出機関が技能実習生との間で、妊娠等を理由として帰国することを約束することは許されません。
- ・技能実習生から妊娠を伝えられた場合には、監理団体・実習実施者は技能実習生と話し合い、技能実習生の希望も踏まえて必要な対応をしてください。

技能実習生の妊娠が分かったら

- 技能実習生は妊娠に戸惑い、技能実習を続けられるかなど大きな不安を抱えています。監理団体・実習実施者は、技能実習生向けリーフレットを渡し、技能実習をやめる必要はないことや、妊娠・出産についての支援制度を説明するとともに妊娠中・出産後の技能実習生に対して必要な措置を講じてください。

＜妊娠中・出産後の技能実習生に配慮が必要なこと＞

- ☑実習実施者は、妊娠中・出産後の技能実習生を、重量物を取り扱う業務、有害ガスを発散する場所等に就かせることはできません。また、妊娠中・出産後の技能実習生から請求があれば、時間外労働や休日労働、深夜労働をさせることはできません。
- ☑実習実施者は、技能実習生が妊産婦のための保健指導や健康診査を受けるために必要な時間を確保しなければなりません。
- ☑実習実施者は、技能実習生が医師等から、妊娠中に通勤緩和や休憩の取得等に関する指導を、妊娠中や出産後に作業制限や勤務時間の短縮、休業等の指導を受けた場合は、これらの措置を講じる必要があります。
- ☑監理団体・実習実施者は、上記対応によって、技能実習計画で定めた作業内容等の変更が必要となる場合は、外国人技能実習機構へ相談してください。

- 監理団体・実習実施者は、技能実習生の定期的な病院受診や市町村での手続（母子健康手帳の交付等）を支援し、安心して妊娠に向き合える環境の整備に努めてください。

技能実習生と話し合っていたきたいこと

- 監理団体・実習実施者は、技能実習を最後まで行えることを説明した上で、技能実習の継続意思や、日本での出産を希望するかを確認してください。
- 技能実習生が帰国を希望する場合には、「妊娠等に関連した技能実習期間満了前の帰国についての申告書」（技能実習制度運用要領参考様式1-42号）を活用しつつ、実習の再開の時期や手続等について、技能実習生に説明し、技能実習を終期まで円滑に行えるよう努めてください。
- 技能実習生が実習終了を希望する場合は、円滑な帰国のために必要な措置を講じる必要があり、技能実習生に負担させることは禁じられています。
- 技能実習を中断又は中止することとなった場合には外国人技能実習機構に技能実習困難時届出書を提出してください。（同届出書を提出した場合であっても、技能実習計画の変更認定申請により、実習を再開することができます。）

技能実習生が日本で出産する場合の留意点

☑ 出産に際し日本で受けられる各種支援制度のほか、出産する病院の選択や入院手続、入院中必要な物や書類の用意など、技能実習生に必要な支援をするよう努めてください。

【出産に伴う手当等の支援制度】

- 健康保険や国民健康保険の加入者が出産したときは、出産育児一時金が支給されます。また、健康保険の被保険者が出産のため会社を休み、その間に給与の支払いを受けられなかったときは、出産手当金が支給されます。これらの給付は、国籍や出産の場所等に関わらず、受けることができます。
- 健康保険と厚生年金については、産前産後・育児休業期間中の保険料が免除されます（健康保険組合又は年金事務所で手続が必要です。）。また、国民年金については、産前産後期間の保険料が免除されます（市区町村または年金事務所の手続が必要です。）。

☑ 技能実習生が産前産後休業（※）を取得する場合は、技能実習の一時中断となるため、外国人技能実習機構に技能実習実施困難時届を提出する必要があります。また、在留資格の手続きについては、地方出入国在留管理局へ相談してください。

（※）産前産後休業

実習実施者は、産前は出産予定日の6週間前から、産後は原則として8週間、女性の技能実習生を就業させることはできません。

☑ 技能実習生に、育児休業制度の利用可否について説明し、取得希望を確認してください。一定の要件を満たした技能実習生から、育児休業の申出があった場合は、育児休業を取得させなければなりません。

育児休業は、「子どもが1歳6か月に達する日までに労働契約が満了することが明らかでない者」が対象となります。

※労働契約の満了の時点は、在留期限ではなく、技能実習生の残りの技能実習期間や、次段階（第2号又は第3号）の技能実習を予定しているかで判断してください。

※育児休業給付金は、在留資格にかかわらず支給されます。

☑ お子さんの出生に係る届出等手続については、市町村や、在日大使館に確認するなどし、在留資格の取得手続については、地方出入国在留管理局に相談し、技能実習生に必要な支援をするよう努めてください。

問い合わせ先:外国人技能実習機構 (TEL: 03-3453-8000)

～各制度の問い合わせ先は、以下のとおり～

- | | | |
|--|--------------|-------|
| 厚生年金について⇒年金事務所 | 育児休業について | ➡ 労働局 |
| 国民年金について⇒年金事務所又は市区町村 | 産前産後休業について | |
| 健康保険について⇒加入先の医療保険者
(協会けんぽ加入者の保険料免除については年金事務所) | | |
| 国民健康保険について⇒市区町村 | 在留資格について⇒入管庁 | |

